

一般社団法人日本ウェルリビング推進機構
WeLLs(ウェルズ)会員規程

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人日本ウェルリビング推進機構（以下「当法人」という）が運営する企業コミュニティ「WeLLs(ウェルズ)」を利用する会員の入退会及び権利義務等について定めるものである。

第2条 (入会申込みと承認・不承認)

- 1 会員となろうとする者は、当法人の指定する方法により入会申込みを行い、代表理事の承認を得なければならない。
- 2 当法人は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受付けない。
 - (1) 過去に当法人の除名処分を受けたことがある場合
 - (2) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記又は記入洩れがある場合
 - (3) 当法人が定める会員数の上限を超えた場合
 - (4) その他受付時に不適切と判断された場合
- 3 入会申込みが承認された場合、当法人は、当該入会申込みをした者に対し、速やかに通知するものとする（以下、この通知を「入会承認通知」という）。
- 4 当法人は、入会申込みが不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明又は開示する義務を負わないものとする。

第3条 (年会費)

- 1 会員は、年会費30万円を当法人が指定する銀行口座に振込みによって入金し、振込費用は、会員が負担するものとする。
- 2 第6条2項において会員資格が更新された場合は、会員資格の有効期間満了日までに次の有効期間に関する年会費を前項の通り入金するものとする。
- 3 一度納められた会費については、如何なる理由をもっても返還しない。

第4条 (会員の特典利用)

- 1 会員は、当法人が入会承認通知を発した日から、以下の(1)乃至(6)に定める特典を利用する権利を有するものとする。ただし、以下の(a)及び(b)に該当したときは、この特典を利用することができない。

〈利用可能な特典〉

- (1) ウィメンズヘルス集中講座への参加

- (2) 情報交換ワークショップ（全7回）への参加
- (3) トピック別分科会（不定期）への参加
- (4) プロフェッショナルを招いたセミナー・シンポジウム（不定期）への参加
- (5) 各種イベントに伴う懇親会への参加
- (6) 女性のヘルスケア分野の最新情報満載のメールマガジンの購読

〈利用できない場合〉

- (a) 入会時において、当法人が指定した期日までに年会費を支払わない場合
 - (b) 会員資格の更新時において、第3条2項の期日までに年会費を支払わない場合
- 2 当法人は、次に該当する場合、会員に事前に連絡することなく、一時的に特典の提供を中断する場合がある。この場合、当法人は可能な限り速やかに特典の提供を再開するよう努力するが、中断期間に相当する会費の返還は行わない。
- (1) 火災、停電等により特典の提供ができなくなった場合
 - (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により特典の提供ができなくなった場合
 - (3) 戦争、暴動、争乱等により特典の提供ができなくなった場合
 - (4) その他、運用上、技術上特典の提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第5条（会員の義務）

会員は、以下の各号に定める義務を負う。

- (1) 本規程に従うこと
- (2) 各種勉強会やワークショップへ可能な限り参加すること

第6条（会員資格の有効期間）

- 1 会員資格の有効期間は、当法人が入会承認通知を発した日の翌月1日から1年間とする。
- 2 有効期間満了日の2ヶ月前までに、当法人又は会員より相手方に対し、書面又は電子メールによる特段の意思表示がない場合には、更に本規程に基づく会員資格の有効期間を1年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

第7条（禁止行為）

会員は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 当法人の承認のない当法人名での活動又はその準備を目的とする行為
- (2) 当法人の運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (3) 当法人の信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 当法人に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (5) 本規程に違反する行為

(6) その他、当法人が不相当と判断する行為

第8条 (任意退会の手続き)

会員は、当法人に対し、1ヶ月以上前の書面又は電子メールによる届け出により退会することができる。

第9条 (除名)

第7条に該当する行為(以下「禁止行為」という)を行った会員に対し、当法人が禁止行為の中止又は特定行為の履行を求める通知を行ったにも関わらず、当該通知後2週間以内に応じないときは、当法人は代表理事の決定により、当該会員を除名することができる。

第10条 (通知及び連絡先)

- 1 会員は入会申込み時に名称(氏名)、住所、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先情報を当法人に登録するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当法人に対して書面あるいは電子メールによって通知するものとする。ただし、当該通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。
- 2 本規程に基づく当法人から会員に対する通知その他の連絡は、電子メール又は書面をもって行うものとする。この場合、当法人は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。
- 3 当法人は、会員に対する通知に関しては、当法人のWebサイトに通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
- 4 本規程に基づく会員から当法人に対する通知その他の連絡は、書面又は当法人の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。
- 5 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、当法人が判読できる状態で当該電子メールが到達した時点をもって、当法人に到達したものとす。

第11条 (会員情報の取り扱い)

- 1 当法人は、会員情報を適切に管理するものとする。
- 2 会員は、当法人が登録した電子メールアドレスその他の会員情報を以下の目的で利用することに同意するものとする。
 - (1) 当法人が主催するイベント・セミナー等の案内及び情報提供のため
 - (2) 会員資格・会費を確認するため
 - (3) 会員以外の第三者に周知するため、当法人の会員であることを当法人の

w e bサイトに掲示するため

第12条（著作権と知的財産権等）

- 1 会員が、当法人の行う活動（以下「本活動」という）において新たに作成した著作物の著作権については、全て当法人に帰属する。
- 2 本活動の過程において新たに生じた発明、考案、意匠に係る権利についても、前項と同様とする。

第13条（免責及び損害賠償）

- 1 当法人又は会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容、これらを利用することの結果について、当法人は、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、なんら保証しない。会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わない。
- 2 当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合、その原因の如何にかかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わない。
- 3 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当法人は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。
- 4 当法人は、本規程その他諸規定の制定改廃及びそれらの規定に基づき当法人が会員に提供していた各種特典内容の追加、変更、中断、又は終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わない。
- 5 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

第14条（規程の追加・変更）

- 1 本規程に定めのない事項で必要と判断されるものについては、当法人が定めるものとする。
- 2 当法人は、本規程の全部又は一部を変更することができる。当法人により変更された本規程は、当法人のW e bサイトに掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規程に拘束されるものとする。

第15条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本活動又は本規程に関して、会員に疑義が生じた場合には、当法人に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

- 2 本活動又は本規程に関して、会員と当法人の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。
- 3 会員と当法人の間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（附則）

本規程の発効 本規程は2023年1月1日から制定する。

以上